

都市間・地域間連携プロジェクト

ねらい

区部では、緑豊かなまちづくりへの取組が叫ばれ、多摩西部は、今日では、既存の緑の多くを守る立場となっている。広域的観点から地域の長所やニーズを活かして相互に連携し、緑の保全や活用を図る必要がある。

具体的取組

- ・ 中央区と檜原村、港区とあきる野市、武蔵野市と奥多摩町、昭島市と奥多摩町の例など、先行的に取り組んでいる事例を範にして、更なる拡大を図る。
- ・ 多摩部の樹林地において、維持管理が必要な地域を抽出、環境保全やレクリエーション活動に関心のある区部の住民等とマッチングを行うとともに、民間基金の支援が行なわれる仕組みをつくる。

取組の主体

- ・ 関係する区市町の協力が主体、都は広域的観点から支援、民間基金の支援

緑化・自然体験・環境学習等の区市町連携事例

区市町	分野	連携先			名称等	概要
		都内	都外	市町村		
中央区	緑化			檜原村	中央区の森	CO2対策の一環として基金を設け森林整備を支援、区民の自然体験等の場として活用
港区	緑化			あきる野市	みなと区民の森づくり	区があきる野市から20ヘクタールの市有林を借り受け、区民とともに2年がかりで整備し、CO2を削減
渋谷区	教育			檜原村 新島村	檜原自然の家	自然の中で体験活動のできる青少年等宿泊施設
杉並区	教育			あきる野市	秋川荘	区立学校教職員研修所、区在住・在勤者利用可能
武蔵野市	緑化			青梅市	二俣尾・武蔵野市民の森	所有者・市・都農林水産振興財団が協定を締結し、保全費用の負担・森林体験の場として活用
	緑化			奥多摩町	奥多摩・武蔵野の森事業	奥多摩町・市・都農林水産振興財団が協定を締結し、連携して森林整備・活用
昭島市	緑化			奥多摩町	奥多摩・昭島市民の森	林所有者・市・都農林水産振興財団が分収造林契約を締結し、植林を実施、森林教室を実施

対象となる系統

山地・丘陵地・崖線・平地林・河川・屋敷林・寺社林・農地

民間基金と連携した緑地保全

- (仮称) 東京の緑を守ろうプロジェクト -

ねらい

「緑確保の総合的な方針」の趣旨に賛同する民間基金と連携し、緑の維持保全活動に取り組む市民団体等に対処する市民団体等に対して、基金から支援を行う仕組みをつくる。

具体的取組

【新たな民間組織の立ち上げと運営の支援】

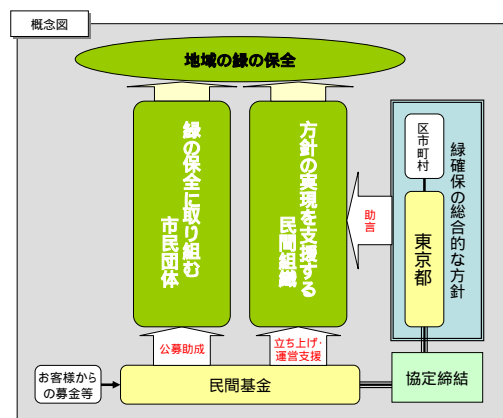
- ・基金が「緑確保の総合的な方針」の実現を支援する民間組織を創設するとともに、その活動費を支援
- ・組織は、樹林地所有者や有識者、NPO等のメンバーにより構成され、樹林地保全に関する普及、啓発のためのパンフレットの作成、シンポジウムを開催し、都民意識を醸成

【公募助成の実施】

- ・「緑確保の総合的な方針」の施策に沿った活動を行う市民団体を公募し、その活動費を基金が助成
- ・複数年に渡る助成や屋敷林保全への助成など、本事業独自の助成を実施

取組の主体

- ・東京都と民間基金との協働



対象となる系統

山地・丘陵地・崖線・平地林・河川・屋敷林・寺社林・農地

東京クラインガルテン事業

ねらい

農業生産の困難になった農地を、市民農園等として都民に利用してもらうことは、環境機能に果たす役割や避難場所としての機能の大きい緑とし保全する意義が大きい。しかし、現在の市民農園は個人利用が中心で小区画であり、菜園に限られている。そこで、ドイツで普及している「クラインガルテン」を参考として市民農園に加え、ガーデニング、菜園、果樹園など多様なニーズに応えることができる、景観的にも美しい新たなタイプの農園として(仮称)「東京クラインガルテン」事業を実現に向けて仕組みを検討する。

市民農園

- ・個人利用が中心
- ・区画が狭く、菜園・花づくりに限定
- ・雑然とした空間になりやすい
- ・自宅からの通い、短時間の利用



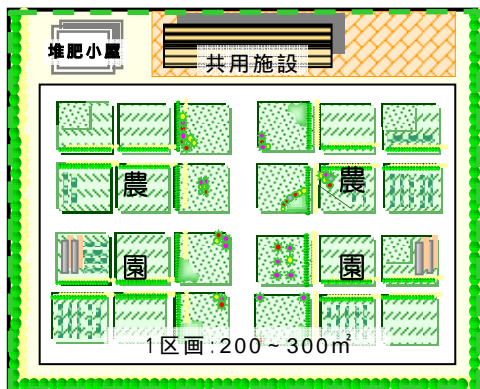
クラインガルテン

- ・家族やグループでの利用
- ・区画が広く、ガーデニング、菜園、果樹園などの多様な利用形態が可能
- ・市民農園よりも大きな区画
- ・使用者との美化協定の締結
- ・小屋を設置し、週末滞在も可能

具体的取組

- ・「東京クラインガルテン」の制度を構築し、普及拡大を図る。

【(仮称)「東京クラインガルテン」イメージ】



取組の主体

- ・関係する区市町が主体、都はガイドライン策定、仕組みの整備、普及拡大に向け支援

対象となる系統

山地・丘陵地・崖線・平地林・河川・屋敷林・寺社林・**農地**

「農の風景育成地区」制度の創設

ねらい

地域に比較的まとまった農地や屋敷林が残り、農業公園を核とした、特色ある風景を形成している場合は、将来とも農の風景として育成していくことが必要である。このため、農業や食への理解を深める場や環境機能に貢献することのできる緑地としての機能、避難場所としての機能などを併せもった、風景の育成を都市計画手法等を活用して、推進していく。

具体的取組

- ・ 「農の風景育成地区」の要件を都が定め、これに基づき、区市町村が地域を選定、地域内の緑地や農地の保全・活用・連携の方針を策定
- ・ 地区整備では、都市計画交付金制度に基づく運用（区部のみ）
- ・ 生産緑地と農業公園の連携を強化するため、生産緑地の生産物を公園で地域の食・学に有効活用
- ・ 地区に含まれる屋敷林・寺社林・平地林を特別緑地保全地区に指定
- ・ 制度の普及を促すインセンティブを検討

「農の風景育成地区」イメージ



【農地と屋敷林】



【農業公園】



【直売所】

取組の主体

- ・ 関係する区市町が主体、都は技術的、都市計画的観点から支援

対象となる系統

山地・丘陵地・崖線・平地林・河川・屋敷林・寺社林・農地